（発行保証金の供託）

第二十四条　法第十四条第一項の規定による供託は、基準日未使用残高が基準額を超えることとなった基準日の翌日から二月以内に行わなければならない。

2　前払式支払手段の発行の業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第十四条第一項の規定により要供託額（同項に規定する要供託額をいう。第三十三条第一項第二号及び第三十八条第一項第二号において同じ。）以上の額の発行保証金の供託（発行保証金の全部又は一部の供託に代えて法第十五条の規定により発行保証金保全契約（同条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下同じ。）を締結し、その旨を金融庁長官に届け出る場合及び法第十六条第一項の規定により発行保証金信託契約（同項に規定する発行保証金信託契約をいう。以下同じ。）を締結し、金融庁長官の承認を受けて信託財産を信託する場合を含む。）を行うまでの間は、当該業務の承継を行った者が供託した発行保証金又は締結した発行保証金保全契約若しくは発行保証金信託契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

（追加供託の不足額）

第二十五条　法第十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法により計算された額は、第四条に規定する方法により算出した基準日未使用残高から、当該基準日における法第二十条第一項の規定による払戻しの手続に係る前払式支払手段又は法第三十一条第一項の権利の実行の手続に係る前払式支払手段の基準日未使用残高を控除した額の二分の一の額とする。

（発行保証金の追加供託の期限）

第二十六条　法第十四条第二項の供託は、同項の事実の発生を知った日から二週間を経過する日（以下この条において「不足供託期限」という。）までに行わなければならない。

2　法第十四条第二項の事実が発生した日以後最初に到来する基準日の翌日以降において不足供託期限が到来する場合であって、当該不足供託期限までの間に当該基準日に係る法第二十三条第一項に規定する報告書を提出したとき、又は当該基準日において法第十四条第一項に規定する基準日未使用残高が千万円以下となったとき（当該基準日以前に法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が当該基準日において終了していない場合及び令第十一条第一項の規定により申立てられた権利の実行の手続が当該基準日において終了していない場合を除く。）は、法第十四条第二項の供託をすることを要しない。

3　法第十四条第二項の事実が発生した日以前に当該事実の発生の日の直前の基準日に係る同条第一項の発行保証金の供託（発行保証金の全部又は一部の供託に代えて法第十五条の規定により発行保証金保全契約を締結し、その旨を金融庁長官に届け出る場合及び法第十六条第一項の規定により発行保証金信託契約を締結し、金融庁長官の承認を受けて信託財産を信託する場合を含む。）をしている場合であって、当該基準日から二月以内に当該事実の発生に係る不足供託期限が到来するときは、第一項の規定にかかわらず、当該基準日の翌日から二月以内に法第十四条第二項の供託をすれば足りる。

（発行保証金の追加供託）

第二十七条　前払式支払手段発行者は、法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十二号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2　新たに発行保証金を供託して前項の届出をする場合には、当該供託に係る供託書正本の写しを同項の届出書に添付しなければならない。

3　新たに発行保証金保全契約の締結をし、又は従前の発行保証金保全契約の内容の変更（契約の一部の解除を除く。）をして第一項の届出をする場合には、当該契約又は変更に係る契約書の写しを同項の届出書に添付しなければならない。

4　新たに発行保証金信託契約の締結をし、又は従前の発行保証金信託契約の内容の変更（契約の一部の解除を除く。）をして第一項の届出をする場合には、当該契約又は変更に係る契約書の写しを同項の届出書に添付しなければならない。

5　金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、第二項の供託書正本又は前二項の契約書の正本の提出を命ずることができる。

（発行保証金に充てることができる債券の種類）

第二十八条　法第十四条第三項に規定する内閣府令で定める債券は、次に掲げる債券とする。

一　国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。第三十五条第五号において同じ。）

二　地方債証券

三　政府保証債券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。第三十六条第二項第三号において同じ。）

四　金融庁長官の指定する社債券その他の債券

（発行保証金に充てることができる債券の評価額）

第二十九条　法第十四条第三項の規定により債券を発行保証金に充てる場合における当該債券の評価額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前条第一号に掲げる債券　額面金額（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものにあっては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。）

二　前条第二号に掲げる債券　額面金額百円につき九十円として計算した額

三　前条第三号に掲げる債券　額面金額百円につき九十五円として計算した額

四　前条第四号に掲げる債券　額面金額百円につき八十円として計算した額

2　割引の方法により発行した債券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

額面金額－発行価額 ／ 発行の日から償還の日までの年数 × 発行の日から供託の日までの年数

3　前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

（発行保証金保全契約の届出）

第三十条　法第十五条の規定による届出をする者は、別紙様式第十三号により作成した発行保証金保全契約届出書に、発行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）

第三十一条　令第八条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。

一　海外営業拠点を有する銀行（外国銀行支店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第六号において同じ。）を除く。次号において同じ。）、長期信用銀行又は信用金庫連合会　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

二　海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。